

2010年2月5日

イビデン株式会社
秘書・広報部
広報グループ

名古屋税関より AEO 制度の特例輸入者の認証を取得

1月25日（月）、イビデン株式会社(本社:岐阜県大垣市、代表取締役社長:竹中裕紀)は、名古屋税関より、AEO 制度における特例輸入者の認証を取得しましたので、お知らせいたします。

(特定輸出者の認証は、2008年の12月に受けています)

AEO 制度とは、国際物流におけるセキュリティ確保と円滑化の両立を目的とし、コンプライアンスに優れた事業者を税関が認定し、通関手続の簡素化等のベネフィットを与えるもので、国際標準に則った制度として確立されました。

当社が今回認証を受けました「特例輸入者」は、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備されていると認められた輸入者に与えられるものです。この認証により、輸入申告時の納税のための審査・検査が基本的に省略されるほか、貨物の引き取り後に納税申告を行うこと等が可能となりました。

一昨年12月の「特定輸出者」に続き、「特例輸入者」の認証を受けたことを機に、イビデングループは、より効率的なサプライチェーンを構築し、さらに迅速で、円滑に製品を提供できる体制を目指してまいります。また、当社グループ内の貿易管理体制を一層強化し、関連法規の遵守を徹底してまいります。

